

## 第10回兵庫県医療審議会保健医療計画部会 議事概要

日時：平成23年2月28日(月) 14:30～15:30  
場所：兵庫県医師会館 6階会議室  
出席委員：東 和夫 (兵庫県薬剤師会長)  
石井 昇 (神戸大学大学院医学系研究科教授)  
逢坂 悟郎 (兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院リハビリテーション科部長)  
大森 綾子 (兵庫県看護協会会長)  
岡本 英樹 (兵庫県町村会理事)  
小澤 孝好 (兵庫県医師会副会長)  
守殿 貞夫 (兵庫県病院協会会長)  
北野 美智子 (兵庫県連合婦人会長)  
坪井 新一 (兵庫県歯科医師会副会長)  
西尾 久英 (神戸大学大学院医学系研究科教授)  
山西 行徳 (兵庫県精神科病院協会会長)  
吉田 耕造 (兵庫県民間病院協会会長)  
欠席委員：松尾 雅文 (神戸大学大学院医学系研究科教授)  
豆田 正明 (赤穂市長)

次第

### 1 開会

### 2 兵庫県健康福祉部参事兼医務課長あいさつ

### 3 議事

(1) 兵庫県保健医療計画の改定について

### 4 報告事項

(1) 兵庫県保健医療計画への医療機関等の記載(更新)について

<質疑応答>

#### 資料5 兵庫県保健医療計画(案)について

委員：精神科医療に関して、病床数を計算すると、前回は過剰幅約380床だったのが、今回は約500床になった。兵庫県下での病床が非常に詰まってきており、入院医療に対応できないような事態が見られる。病床を減らされるということは、それを必要とする患者さんたちの受入ができなくなってくる可能性が非常に高いということで、そのあたりをどうしたらいいのかを考えていただきたい。今、国が言っている人口1万人当たりの精神病床数は27床だが、兵庫県は20床にも満たない。算式ではなく現状にあった病床数を考えていただきたい。それから、精神科の医療圏について、精神科救急医療が重視されてきている現在、一昨年に兵庫県に対して、精神保健福祉充実に関する要望書を出している。障害福祉課だけでは解決できる問題ではないので、医務課とも協議いただくようお願いしたが、見直しがなされておらず、今回、パブリックコメントでも同じような対応であり、現状に即してない部分が非常に多いので、そのあたりの対応を本当にしていただけているのかどうか。もう一つは、精神科病院から一般病院への受診または入院、転院という形で言われているが、24時間365日対応できるという体制をつくるためには、やはり、精神科救急を持たざるを得ない。すると、「寝られない、しんどい、死にたい」と言う方がおられた時に、精神科救急病棟で24時間対応できるので、それが今一番大事だ。今後、こういうことがどのようにして県としては考えていただけるか。精神科救急病棟は、基本的に1圏域に1箇所となっている。現在の精神科医療圏域は5圏

域しかなく、阪神南、阪神北、神戸市で一つ、播磨と、非常に大きな人口のところに1箇所しか対応できない。それでは、これほど言われている急性期医療の受診ができない状態がなかなか解決されない。自殺対策にしても、やはりこういう病院が24時間対応していれば自殺や様々な生き方に対しての対応ができる。現在のしばりを広げて、県民の方々が、サービスを受けられるような体制を考えていくべきである。そのあたりのことを、どのように考えていただいているのか。地域の医療、精神科医療について、少しでも良い医療を提供できるような方向に持っていきたいと考えている。今一番言われている、精神科救急を365日24時間体制で対応できる病院を充実させるべきだと考えているので、県の方にもご協力いただきたい。

委員：これは要望ですね。

委員：はい。

委員：県には何とか具体的なアクションをよろしくお願いします。

委員：本当に一番困るのは、精神科救急。精神科におられる人が、夜中に大けがをしたりすると、救急隊が一番困る。何度病院にかけあっても、断られる。先生が言われたようなことを何とかして欲しいと思う。

委員：今回問題に挙がったのは、一つは病床数である。西播磨の方で、現実的には療養病床が足りないのにこういう形になってしまうという。もう一点は、圏域の見直しである。三田の道路を見ていると、アクセスは圧倒的に神戸だ。救急患者は全部神戸に連れて行く。それが、なぜ圏域が阪神なのかと。そういう現実があるから、やはり圏域は見直した方がいいと思う。後は、へき地の医師不足だ。このあたりは今後の課題である。49ページの、図式について、開業医はかなりへき地の医療を担っているのに、図式では細かく右端に付け足しみたいにして書いてあるのは、気になる。修正をお願いしたい。概ね、団体や市町の意見、パブリック・コメントには配慮してくださったように思うが、現実的な課題がたくさん浮かび上がってきた。先ほど、ご要望があった精神科救急については地元の救急にも様々な問題がある。他にも酩酊者については、1, 2時間も遅くは届いてしまうということがある。様々な問題があるので、なんとか、こういった現実を考えていただきたい。

委員：資料1の2ページで、産科医不足のところの、「院内助産所、助産師・・・」の文言への指摘は納得だが、この文言は、他にどこかに位置付けられているのか。それとも完全に抜いてしまったということか。院内助産所等、どんどん進めている状況なので、どこかに書いておいていただきたい。

委員：これは、院内助産所や助産師の外来設置にすると産科医不足が解消されると誤解

されやすいので、文言を変えてくださいということだ。院内助産所と助産師外来設置をやってはいけないという意味では全くない。

委員：けれど、文言がどこにも書いていないので、このことは少し述べておいていただいた方がいい。今どんどん進めている状況なので、どこかに残していただきたい。

委員：では、事務局の方で院内助産所と助産師外来の設置の推進について文言を入れて下さい。

委員：保健医療計画の冊子は、今までに配付されたり、説明されたりしたことはあるのか。

事務局：策定後に細かな説明まではしていないが、各団体等にお配りはしている。また、計画策定の段階では、こういった計画部会で各団体等から意見をいただくような形での説明はしている。

委員：最初に県立病院存続検討委員会に関わった時に、県立病院の赤字が多いということが問題になっていた。その時に、私は、県立病院は少々赤字があっても、私たちが最終的に、あそこにいけばできるだけだけの治療はしてもらえるのだから税金を出してもよいのではないかということを行った。先日の加古川医療センターの懇話会では、やはり当初の加古川の市内にあった時よりも、赤字が多いという話だった。加古川医療センターについては、みんなが期待しているし、信頼も置いている。ところが、話を聞いていたら、かかりつけ医か他病院からの紹介がないと、行くことができないという話だった。私が、県民の一人として期待したこととは違う。私たち個人が、自分たちの意思で行って診てもらえるというような県立病院にして欲しい。

委員：趣旨は分かりました。ただ、大きな病院に行かれると、待ち時間が長くなる。だから、日頃はできるだけかかりつけ医を使い、何かあったら、病院に紹介する。この機能の分担を、県民の方々にも分かっていたらいいということだと思ふ。決して、診ませんよという意味では全くない。

委員：それでも、知り合いは、医者から、向こうへ紹介しますと言われると、あそこまで行かないといけないのか、というような気持ちになると発言された。私は、紹介状がなければ、行くことができないとは思っていなかったが、そうではなかった。

委員：フリーアクセスの問題であり、本人が希望すればどこの医療機関でも診てもらえることができる。

委員：紹介無しでも診てもらえることを宣伝してほしい。

委員： 病院側は、紹介を受けることを望む。というのは、紹介状には病状の経過が細かく書いてあるが、突然来られたら、初めて診るので、何回も検査しないと分からない。そうしたら、時間と労力が必要だ。ゼロからスタートするのと、紹介状があるのとでは全然違う。それが、患者にとってプラスになる。

委員： それはやはり県立病院の根幹だと思う。そのことで、一般の人が「県立病院は、紹介がないと行けない。」と足が遠のいたら、片方では赤字になると言って、色んなところで責められて、行政の方も困るし、私たちも存続の時に力を入れて言っておきながら、非常に矛盾を感じた。それも私は、こういうことの根幹だと思う。

委員： 要望として分かりました。

委員： 地域医療についてであるが、医師の確保や医師の配置など、いくら養成してもへき地で十分な医療を提供することには限界がある。都市部と同じ医療レベルにしてほしいという気持ちがあるが、現実的には、システムを作らないとできない。だから、計画の直接の文言とは多少離れるが、例えば県北部で言うと、その地域の人々がいかにスムーズにその地域の拠点病院にたどり着けるかという交通網の整理が、根本的な対策として必要だと思う。

委員： アクセスの簡便化ですね。これが徹底したら、ドクターヘリも必要なくなるだろう。色々ご意見が出ましたが、改定案については了承いただき、修正意見に対する修正については、部会長に一任いただくということによろしいか。

委員： （異議なし）

委員： 今後の手続きについて事務局から何かあるか。

事務局： 本日の修正意見を踏まえ、3月8日に開催予定の医療審議会本会に報告させていただく。

なお、本日資料として提出した資料1から3までの団体・市町照会による意見及びパブリックコメント意見に対する対応については、4月1日の告示に合わせて県のホームページ上で公表することとしている。